

第二章 災 変

一、地震・津浪

南海地域関係の大小の地震・津浪は有史以来数多いが、そのおもなものは白鳳の大地震を始め凡そ十八件を数える。(中央気象台武者金吉氏調査)

- (1) 天武天皇白鳳十二年十月十四日(六四〇・二・三九) (2) 仁和三年七月三十日(六七六・三六) (3) 正平十五年十月十四日(二〇八・二・三三) (4) 正平十六年四月二十四日(二〇六・六・三三) (5) 応永十四年十二月十四日(四〇八・二・三三) (6) 明応七年八月二十五日(四九六・九・二〇) (7) 永正七年八月八日(一五〇・九・三二) (8) 永正十七年三月七日(一五〇・四・四四) (9) 慶長九年十二月十六日(一六〇・五・一・三三) (10) 貞享三年八月十六日(一六六・二・三三) (11) 宝永元年月日無記(一七〇四) (12) 宝永四年十月四日(一七〇七・二・〇六) (13) 安政元年十一月四日(一八四・三・三三) (14) 安政元年十一月五日(一八四・三・三四) (15) 明治三十二年(一八九九) 三月七日 (16) 明治四十二年(一九〇九) 十一月十日 (17) 昭和十九年(一四四四) 十二月七日 (18) 昭和二十一年(一九四六) 十二月二十一日

以上の如くであるが、ここでは大方地方に最も関係の多かった白鳳・慶長・宝永・安政および南海大地震について、その概要を記すこととする。

一) 白鳳の大地震

古史に記録された土佐では最初の、しかもその規模が大きく、上下の国史を通じて稀な破壊力をたくましくしたのは白鳳十二年甲申年(六六三) 十月十四日に起った大地震であった。日本書記の記すところによると、

「人定まるに及んで大地震あり、挙国の男女わめき叫びて東西を知らず。山崩れ河湧き、官舎・民屋・寺塔・神社の破壊されるもの算なく、人畜の死傷おびただしく、伊予の温泉は没して出なくなり、土佐の南方の田苑五十余万頃は沈んで海となった。」

とある。一頃は地積の単位で、五十万頃は二百五十万坪すなわち約一千百五十七町(寺石正路説)或は一頃は百畝であるとし、五十万頃は五十万町にあたるという説(中山巖水の土佐編年紀事略)もあるが、とにかく広大な地域にわたっての異変である。その日の夕景にははるか東方に鼓の音のような鳴動があったが、それは伊豆島の北・西二面に三百余丈の土地が隆起して一つの島となったと伝え、さらに十一月三日には土佐の海辺に大津浪が寄せ、多くの運調船が失われたとも記されている。陥没した地面は、高岡郡須崎の南方で、黒田郡と呼ばれたとの伝説があり、またそれは桂浜の南方であったとか或は室戸崎の沖だともいい、更に東室戸崎から西足摺崎におよぶ今の土佐湾一帯で、黒田・黒土・上鴨・下鴨の四郡二十六万石におよぶものだったとも伝えられる。これらの伝説を推しひろめて行くと、大方町の南方の海灣もその時の陥没によって出来たものとなり、「長泉寺記」にあったと云われるこの寺が、ずっと西南方から避難して入野本村に移動して来たという話

にまで発展することにもなるが確証がなく、ついに一つの口碑に終りそうである。

(二) 慶長の大地震

慶長九年(一六〇四)十二月十六日(陽暦では同十年一月三十一日)本島南部から四国九州にかけて大地震があったという。当時は山内一豊が入国して間もない頃で記録が備わらず、わずかに後年谷秦山・奥宮正明などの筆記によるもの存するに過ぎない。それ等によると、その年には七月と八月、うるう八月に猛烈な風雨洪水があって、十二月十六日の夜急激な大地震が起り、夜半に至って大潮が入り、浦々に被害が多く、中でも安芸郡方面に甚しく、死人も数百人に上ったとある。大方に関する記録の著しいものがなく詳細を知るに由がないが、相当はげしいものであったであろうことは想像される。

(三) 宝永の大地震

宝永四年(一七〇七)十月四日の大地震は、西国・中国・畿内・東海の三十余国におよび、日本の南部はほとんど大小の關係があった。震源地は本島南部の太平洋海底と想像され、「この日白昼正午過ぎ、諸人広場に走り出するに、五人、七人手に手を取り組むといえども、うつ向けに倒れて、四間の内を転がり、あるいは仰向けになり、逃げ走ること容易ならず」と万変記に記されてある。地震が起ってから一時間ばかりして海岸一帯は津浪に襲われたらしく、宮地直知(入野)の地震大潮記には

「宝永丁亥十月四日、晴朗暖氣ニテ諸人単物帷子かたびらを着ス。巳ノ上刻ニ大地震アリ、その騒動言葉毛及バズ。坤軸碎ケヌルハ唯此時ナルカ。イカナル丈夫達者タリトモ歩行ナラズ。山々崩レ土煙四方ニ起リ、忽チ闇夜ノ如クニテ方角ヲ失イ、泣キサケブ有様ハ魂魄何ノ所ニ止マランヤ。大地割レテ底ヨリ潮水涌出デ、人家倒レ或は崩レ、無難ノ在家ハ一軒モナシ。山里の賤が夫家業ノ為山へ行キケルニ、崩ルル岩石ニ庄サレテ死スル者数ヲ知ラズ、未ノ上刻ヨリ大潮溢レ入り人家流失ス。死人いかに梶ノ如ク牛馬皆死ス。諸人山ニ逃レ登リ、親兄弟足元ニ流失スルヲ見テモ敢テ助クル事力ニ及バズ(中略)昼夜潮入クル事翌五日ノ晩マデニ十二度、戌刻ヨリハ潮来ラズ」(ルビの外は原文のまま)

とある。藩から幕府へ提出した記録には、藩内での死者は一、八四四人、負傷者五二六人、流失家屋一、一一七〇軒、倒壊家屋四、八六六軒、田島の損害四五、一七〇石余などがある。右の外、牛百六十八頭、馬三百七十四頭、流失破損した船舶七百六十八艘、米穀の流失二万四千二百四十二石、水損一万六千七百六十四石などが挙げられている。

谷真潮の西浦廻見記(安永六丁酉)に

「昔入野の松原六十余町統て吹上川まで生たりしが、亥の大変(註、宝永の大地震)に松原こけて砂浜となれりとぞ。すべてこの浜本田なりしがその時に浜となれりと云」

とある。(「入野松原」参照)

(四) 安政の大地震

安政元年十一月四日(二番・三番)関東地方に強震があり、土佐でもこの日の朝方震動を感じ、翌五日(二十四日)午後四時過ぎになって突如激震がおこり、ついで大津浪が来襲した。前者の震源地は東海道沖であり、後者の震源地は南海道沖であったとされたので、学者はこれを二つとして扱っている。この地方にいちじるしい関係を持ったものは後者である。ただ前日にもいわゆる鈴浪としてこの地方の沿岸に異常のあったことは事実で、小野桃斎(伊田)の書に「嘉永七甲寅年十一月四日午前七時極々微小の地震ありて漣(本義はさざなみ。ここでは「すずなみ」の意に用いたらしい。)と云ふもの入来り、磯辺に干したる物など流るとて騒ぎたり」とあり、又池内寿之助(鞭)の記したのものにも「十一月四日、川の水大分狂が附候へども何の気もつき申さず、只不思議なるは海の汐早朝より沖へ引ては又浜半ばより上へ迄参り候事幾度となく、諸人不審に思い、是は鈴浪とやら申す者と申候」とある。或は又安政津浪の碑にも「潮海瀉に流れ溢る土俗是を名けて鈴波と云ふ。是則海嘯の兆なり」とある。しかしこの時の鈴浪は東海道中心の大地震に伴って起った津浪の余波がこの地方の沿岸に波及したものであって、別な原因で翌五日に土佐を中心として起った大地震に伴う大津浪の余波は逆に遠く東海道にも及んでいる。土佐での前日の鈴浪と翌日の大地震大津浪とは、別途の原因から起ったもので、この両者の間には偶然はあっても因果関係はないものとされる。したがって鈴浪が地震の前兆である如くに言われるのは意味のないことであろう。

老助七(蜷川)の手記には

「嘉永五年より同七年の年迄三年之間大日照にてツルイモ杯も手遅れに相成者は得植付不仕様なる事也。同六年丑の冬は二月中頃のやうのぬくさにて岩つつじの花杯も段々咲申所も有り」

とあって気象の異変が地震の前兆となった如く記されてあるが、科学的説明の根拠はどうであろうか。

さてこの地震の経過はと云うと、同じ助七の書に

「七年寅の十一月五日昼七ツの下刻大地震ゆり出し山川もくづるやうなる物音致し、石かけ・山のくづる音突に言語に述べ難き有様なり。夫より直ちに大潮入来り、半時程之間に潮の差引五六度有り。初の潮少く弥増ふとり、しまいの大潮ござき(蜷川の下ばなれの地)のすそきせがいち(同)井手中迄来る。(中略)地震はその夜五ツ時又初のゆりより少しほそきゆり一度ありてより後、ほそきゆり幾度と数を知らず。又三日目同月七日昼四ツの下刻に二度目のゆり程のゆり有之。それより昼夜二十五度、四日目には二十二度、五日目には九度と申すやうに次第々々にゆり遠くなり、卯の正月頃には日々一度又は二度に一度と申すやうになり候。然るに右大ゆりより家の内に居る者一人もなく、所々の田畑に、下にはしご杯を置き、その上へ雨戸を敷き、家は物干ざわ又はおうくさすなどにて作り、その上へむしろを張り、七八日之程矢番(のじくと振りがない)致し、如何様物さびしき事言ひ尽しがたき次第也。(中略)避難の諸家人名等)都合十四軒の家内一小屋になり、人高六十余人、九死に一生は此時なりと恐

れぬ者は無御座候」

と記されており、また他の諸記録から抜き書きすると

「伊田浦中一同は戎堂の上の畑に集りて避難し、振動の来る毎に婦女子の泣叫ぶ声甚しく云々」(小野桃齋)

鞭方面では、

「七ツ頃不計大震、暫くも止り不申候処、内に居る者は庭に這出て四ツ這に相成り、女子・童子などは泣叫び、野合に居候者は野役捨置不取敢内へ帰候処、人家は皆潰込み又は半潰し、無難の家は無御座候。大潮入来る由諸所にて声立て、それより老若男女牛・馬に至迄皆岡の山へ逃去申候処、早田町へ打込み天神の前まで来り、その次は上クボ迄来る。その次は余程高く参り、口湊川村ニウジの前関まで入り申候。夜に入りてカロウト坂石地蔵の少し下、森の坂井戸の少し下迄参る。弁財天宮本社床まで上り申候(中略)老少女人は十日程 昼夜堂山に居り申候。五六日の間東西往来御座なく候(池内寿之助書)又吉田山城のダバ辺に小家掛致し、四五年も居る。十年も居る。追々元の屋敷に帰る者あり。新屋敷に移る者もあり」(宮地直知)

つぎにこの災変の被害状況を見るに

「伊田の浜は一面荒磯の如くなり、小舟数隻六反の畑というへ打ち上げられ、八十石積の市艇が二艘まではまへ碇を引きながら打ち上げられ、人家は過半海上へ引き出されたり」(小野桃齋)

「上川口では大庄屋安光繁太郎方は諸道具・書籍・金穀一切を流失し、その他浜の家は高いところは座敷まで潮に浸り、低いところは押し流された。下田之口から入野・加持・鞭村あたりは田地も多くいたみ、大潮のために入野では人いたみ数十人、尋ね人十余人もあった」(老助七)

「八反芝・惣七川原・古川のスソ辺の堤防が壊れて一面の浜となり、吹上の南に唐人山というお留山があったが、それもこの大変で流出した。それから西田地合わせて凡そ百石ばかり浜海となり、吹上の舟渡しも三年程の間ヤモウヂ・岩崎通りとなっていた」(池内寿之助)

「入野の中井・早崎では人家二三軒を残し、その外は全部流失した。その家数六十軒。本村・芝・新町・浜ノ宮も人家三ヶ一位流失し、家のおしに打てて死んだ者も五六人あった。本田・新田ともに大分いたみ、其内西ひじり沖前浜田二箇年ほど海となったが、七・八年ないし十年ほどの間に元の地となった」(宮地直知)

「入野地中半分より下も流失。中井・早崎・下田ノ口が流失して野地となり、潮先は上田ノ口丸山の下手まで達した。かきせ川添口は幅広く切れ、深三尋も立ち、五百石ばかりの市艘が出入り出来、救援穀類の移入に便した。」(中村魚市場記録)

なお藩から幕府に提出した記録には

一、死者三七二(男九六、女二七六) 一、負傷者一八〇(男三七、女一四三) 一、焼失家屋二三〇一 一、流失家屋三、八一八 一、倒潰家屋四八二六 一、半潰家屋一〇、二九〇

その他 田地破損二一五三〇石
 九斗余 船舶の流失又は破損七
 七六 漁網三七七 米穀の焼失
 流失二万三千三百二十二石余
 死牛五 死馬三三
 と記されてある。

安政津浪の碑

(入野加茂神社境内)

嘉永七甲寅の歳十一月四日昼微々々の震動有潮海灣に流れ溢る土

俗是を名て鈴波と云ふ是則海嘯の兆也其翌五日朝土俗海灣に至に満眼の海色洋々として浪静也欣然として家に帰り平素の業を事とす時に申剋(刻)に至て忽大震動瓦屋茅屋共崩家と成満眼に全家なし氛埃濛々として暗西東人俱に後先を争ふて山頂に登山上より両川を窺見るに西牡蠣瀬川東吹上川を漲り潮正溢る是即海嘯也最初潮頭緩々として進第二第三相追至第四潮勢最猛大にして実に胆を冷す家の漂流する事劇しく曾聞宝永四十八丁亥歳十月四日も同然今に砂漠となり田畛更に海と成る当時震動する事劇しく曾聞宝永四十八丁亥歳十月四日も同然今に至りて一百四十八年今此石此邑浦の衆人勞を施して是を牡蠣瀬川の辺より採て此記を乞来是を後

人に告んが為ならん鈴浪果して海嘯の兆なり向來百有余年の後此言を知るべき也
 安政四年丁巳六月朔

野並晴識

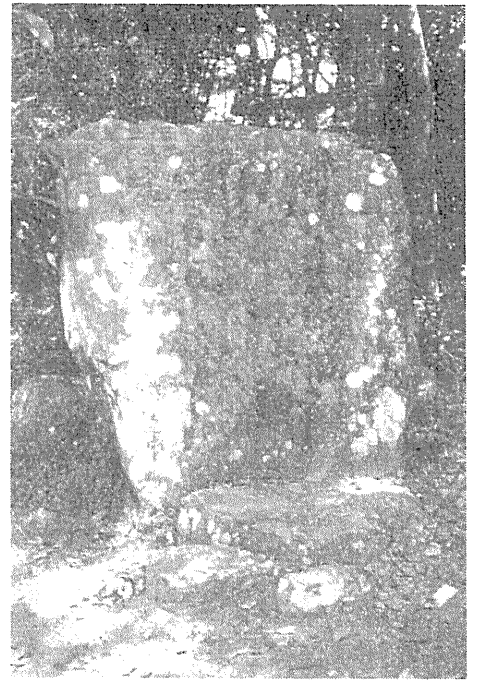
入野村若連中

註 碑文の冒頭に嘉永七甲寅とあるが、この年十一月五日は太陽曆の十二月二十四日に当る。これより先き十一月二十七日に安政と改元されているので、この地震は正しくは安政元年のことである。

なお、碑面の刻字に磨滅の箇所が多くて正読しがたいところがあるが、ここには他の書写文書に従い、著しく誤写と思われる点は正し、疑わしいところはそのままとして掲げた。

(五) 南海大地震

昭和二十一年(一九四六)十二月廿一日午前四時過ぎ突如として高知県地方に大地震が起こった。これを南海地震と称する。安政地震以来九十二年目の大地震といはれ、その発震時刻は正確にいうと同日午前四時十九分三十八秒一と高知測候所は記録した。そして初期微動継続時間は高知地震計の記録では十八秒三と読まれ、初動の方向は西へ約四ミリ北へ〇、二ミリとあるによれば、震源は高知のほぼ東方線上にあることが知られ、震央までの距離は約百五十キロ内外と推定されるし、又最大振幅は当時高知地震計では記録し得られない程の大きさで、南北動で五センチあるいはそれ以上、東西動では恐らくその数倍と判断されたという。(高知測候所地震係発表——月刊高知)
 この地震に伴う津浪は高知市の東部などには二千余町歩の水田が水中に浸没し、被害もまたこれ



安政津波碑

にもなつて大きかった。

南海地震郡市別被害状況(県の統計による・一月十五日現在)

区分	死亡	行方不明	負傷	家倒壊	半壊	流失	浸水	焼失	道路決潰	田畑被害	船舶流失	罹災者
郡市別												
安芸郡	三〇	五	六	三〇	一、三四	八	七〇〇	七	七	九、七九	一六	七、七二
香美郡	五		一五	五	二〇		六		六	一、〇七	一九	一、二六
長岡郡	一五		四	九	三三				七	一、四三		一、四三
土佐郡												
高知市	三三		三四	一、六九	二、八三		三、二六		二、一八	三、七三		三、四一、五〇〇
吾川郡	八		三	七	七				三	三、五〇		一、一五七
高岡郡	六		四	一、五	四、八一	六、三三	五、〇	二、二七	九、二七	六、八七	三、三	三、三
幡多郡	三〇		一、一	二、七	九、三	一〇、一	八	七〇〇	一、八	五、二六	一、六	八、〇三
合計	六〇		九一、八	三、六	四、八	九、九	六、七	七、〇	三、七	一、九	七、七	三、三

右の表に見る如く、幡多郡の被害の特に甚しかったことが知られる。その中大方町(旧)における被害とその対策について記そう。

- (1) 人畜の被害
死者二二名(内町内で一二名、中村町で十名)。重傷者一名。馬死亡一頭。
- (2) 家屋の被害
住家全壊二五八戸、同上罹災者一二五九名。住家半壊三四七戸、同上罹災者二〇九八名。非住家全壊二五〇戸、非住家半壊三八〇戸。破損家屋二八〇戸、その他幡東国民学校一棟。全壊農業倉庫二棟全壊。

- (3) 耕地の被害
田八町歩畑五町歩(山崩岸崩のため埋没)。
- (4) 道路橋梁等の被害
護岸崩壊三五ヶ所、延長三八〇間。堤塘崩壊二二ヶ所、延長五五〇間。橋梁決壊三ヶ所。農道破損三〇ヶ所、延長六〇〇間亀裂崩壊。道路破損一五ヶ所、延長二五〇間亀裂崩壊。砂防破損三ヶ所、延長三〇間亀裂崩壊。
- (5) 津波による家屋被害
住家流失三戸、同上罹災者一六名。住家浸水四四戸、非住家流失五戸。
- (6) 津浪による船舶被害
船舶流失五隻。船舶破損二〇隻。船具漁具多数破損。
- (7) 津浪による農作物被害
反別一五町歩、麦減収七五石。浜辺の甘藷つぼ殆ど流失。
- (8) 津波による製塩用具被害
浮津・鞭・入野・田野浦・出口・伊屋の各浜にあった用具全部流失し、約半部は打寄せ、残半は破損又は行方不明となる。

(9) 対 策

大方町は取敢えず応急対策として二十六日震災対策委員会を組織し、二十七日臨時町会並に区長会を開催し、復旧措置及び三万円を対策費として罹災者救援に充てることを決議し、二十七日から甚大被害の入野地区に対して他部落から救援作業奉仕を行った。その延人員九六三名。

(10) 各方面からの義捐救援

本県へは天皇陛下から閑院宮春仁王殿下ご差遣の上ご慰問を受け、且つ救恤金二二〇七円六〇銭を賜った。また進駐軍からは一月三日高知駐屯米軍将校二名視察、数回に亘って寝具・衣類食品等莫大な品を恵贈された。

高知県からは寝具・衣類・食品・生活必需品を十数度に亘って放出。知事見舞金八九四〇円庶民住宅建築費二五〇、〇〇〇円。応急バラック建築費五〇二、五〇〇円。重傷者治療費三、七一三円。死亡者埋葬費四四〇〇円。就業費二万円。堤塘復旧工事費砂防工事費数百万円。その他建築資材の配給。また日本赤十字社からは見舞金一八、〇〇〇円。高知協働会から会員罹災者に対し三二〇円及び真綿一〇五枚。

(11) 慰 霊 祭

終戦後間もないこととて、占領治下公催を禁止されていた時であったので、震災物故者の慰霊祭は町では出来ず、青年団で三回忌まで執行した。

なお、他府県からは義捐金二二五七三元、別に京都市レリス会社から四百円、他府県からの衣

料品数百点。

旧白田川村でも震災復旧対策委員会を組織し、岡村榮次村長が委員長、小谷徳馬専務理事および各部落総代が副委員長となり、本部には総務部長兼経理部長に下村吉史収入役、食糧部長に小谷徳馬、復旧部長に掛川柳馬書記がそれぞれこれに任じ、以下経理・連絡・被害調査・援護・供出・配給・資材・労力・実行の各係を置いて事務の遂行を期した。今同村の被害関係の数字的記録が見られないが、当時の新聞発表では全壊家屋一〇、死亡一となっていた。

附記 本章中この項の記録は両町村合併以前の事として、同一事件なるに拘らず当時の資料が別々な形で残存し、しかも繁簡の度を異にするため、直ちに統一形式下に記事をまとめることが困難であったことをこゝとわって置く。

二、洪 水

(一) 度重なる洪水

幡多郡における有数な洪水は、ずっと以前のものはしばらくおき、(記録不備)先づ明治十九年(一八七)の大洪水を挙げなければならない。この年八月二十日午後七時頃から暴風雨となり、翌二十一日ますますその度を加え、二十二日最もはなはだしく被害も多かった。それから旧暦八月に入ってから二番水・三番水・四番水と数次の暴風雨が重なった。また三年を越えて同二十二年(一八九〇)の洪水もまた十九年のに比して劣らぬほどのものであった。(大平寺貫主仲徹の書——漢文——参照)その後同三十二年 同四十年 同四十四年 大正元年 同三年 同七年 同九年 昭和三年

同十五年などの洪水が挙げられるが、その中大正九年(一九二〇)の洪水は他のどれにも増して被害が多かったので別に一項を設く。

(二) 大正九年の洪水

この年八月十三日午後四時頃から小雨を催したが翌十四日になってわか大雨となり、昼から夜半にかけて降りつづいた。当時の記録では雨量実に四〇三ミリを算したとある。この雨のために北幡地を除く佐賀町以西宿毛町に至る県道沿線一帯の地と南部地方とは洪水に加えて未曾有の山崩れがあり、谷々の水は土砂を運んで田・畑・住家・道路・堤防を埋めあるいは流し、人畜の死傷農作物の損害などあらゆる惨状を呈した。これがため稲作は約三分作といわれるところもあって、郡内各町村を通じて平均四分の減収であったという。

こんな状態であったので、食糧の需給に困難を極めると共に災害復旧も亦至難であったが、郡当局は政府に交渉して低利資金七百十一万余円を無利子で融通を受け、堤防・道路・耕地の復旧にも補助や貸附を受けて復旧につとめ、また罹災民への授職救済のため、郡内国有林の払い下げを受けて製炭等の業に就かせるなど災害対策を進めた。大正十一年十一月にはご来県の皇太子殿下は、災害慰問として本郡へは特に東宮侍従土居子爵を差遣された。

なお災害について天皇・皇后両陛下からも本県下に対して金二千円の下賜があり、本郡へは一千八百二十七円二十銭の配当を受け、死亡者一人につき五円八十銭、重傷者一円十五銭、家屋流失一戸当り一円七十銭、全壊一円七十二銭(その他略)となった。また県外各地からの義捐金も多く、

死者一人につき五十円、重傷者一人二十円、家屋流失全壊一戸当り三十円、半壊十五円の配当があった。(その他略)本町内における被害は次の如くである。

旧村名	白川郷	七郷	入野	田ノ口	幡多郡
死人	一				二七三
傷					四
死畜					一七
傷					
住家とその他の家屋	全壊	二〇	二	三五	
	半壊	四	四	二四	
	流失	二〇	四	三三	
その他					四二
決潰					九八三、三〇〇
延長					
流失					五
延長					

旧村名	白川郷	七郷	入野	田ノ口	幡多郡
決潰	二六				五七五
没箇所	二二六〇				七
延長					二五、〇八一
道					三〇〇
流	一、二六〇				一、〇八六
路					二、〇〇五
延長					二、〇〇五
橋梁	六				三、七四
流					六、六二
被田	七〇町				三、三六七、四二
積害	七〇町				三、三六七、四二
損烟	見込額				三、一八〇〇
害	五、六三				二、〇〇〇
被桑	見込額				二、〇〇〇
積害	三				二
損園	見込額				二、一〇〇
害	二、二〇〇				二七六、五九二、四七

() 「幡多郡誌」から